

令和7年9月22日

石川地区のタクシー運賃改定要請（申請）状況について

令和7年8月26日から受付を開始した石川地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）について、令和7年9月19日付けで要請（申請）があった法人タクシー事業者の車両数の合計が当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の車両数の5割（762両）を超えましたのでお知らせします。

要請（申請）受付期間	石川地区 の事業者数	石川地区 の車両数	要請（申請） 事業者数	要請（申請） 車両数	要請（申請）率
令和7年8月26日 ～ 令和7年11月25日	61者	1,523両	10者	847両	<u>55.61%</u>

※石川地区：石川県全域

※表中の公表データは令和7年9月19日時点となります。

※運賃改定は、最初の要請（申請）があった時から3ヶ月の間に要請（申請）を受け付け、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体の車両数の5割を超えた場合に運賃改定の手続きを開始します。

【お問合せ】

北陸信越運輸局自動車交通部旅客課

担当：近藤

電話 025-285-9154